

○浜田市空家等対策の推進に関する条例施行規則

平成28年12月22日規則第40号

令和4年3月31日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び浜田市空家等対策の推進に関する条例（平成28年浜田市条例第49号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(緊急安全措置)

第2条 条例第7条第3項の規定による通知は、緊急安全措置実施通知書（様式第1号）により行うものとする。

2 条例第7条第4項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 緊急安全措置の実施概要
- (2) 緊急安全措置の概算費用
- (3) その他市長が必要と認める事項

(立入調査実施通知書)

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（様式第2号）により行うものとする。

第4条 削除

(勧告)

第5条 法第14条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(命令)

第6条 法第14条第3項の規定による命令は、命令書（様式第5号）により行うものとする。

(命令に係る事前の通知)

第7条 法第14条第4項の通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第6号）によるものとする。

(意見聴取の通知)

第8条 法第14条第7項の規定による通知は、意見聴取会開催通知書（様式第7号）により行うものとする。

(標識の設置)

第9条 法第14条第11項の規定による公示は、標識（様式第8号）により行うものとする。

(戒告)

第10条 法第14条第9項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法(昭和23年法律第43号)第3条第1項の文書は、戒告書(様式第9号)とする。

(代執行令書)

第11条 法第14条第9項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法第3条第2項の代執行令書は、代執行令書(様式第10号)とする。

(執行責任者証)

第12条 法第14条第9項の規定により代執行を行う場合における行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証(様式第11号)とする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(浜田市空き家等の適正管理に関する条例施行規則の廃止)

2 浜田市空き家等の適正管理に関する条例施行規則(平成24年浜田市規則第40号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



緊急安全措置実施通知書

下記のとおり、浜田市空家等対策の推進に関する条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、危害を回避するための必要な措置を講ずるので、通知します。

記

- 1 措置を講ずる空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名

- 2 措置を講ずる日時
年 月 日（ ）午前・午後 時から午前・午後 時まで

- 3 講ずる措置の内容
（概要）

- 4 措置に要する費用の額
（概算）

- 5 措置を講ずる理由

様式第 2 号（第 3 条関係）

第 号
年 月 日

様

浜田市長



立入調査実施通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定に基づき、立入調査を実施するので、同条第 3 項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 対象となる空家等と認められる場所
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 立入調査を実施する日時
年 月 日（ ）午前・午後 時から
- 3 立入調査を実施する理由

様式第 3 号 削除

第 号
年 月 日

様

浜田市長



勧告書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等に関し、助言又は指導をしましたが、当該特定空家等の状態が改善されていないと認めたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 とるべき措置の内容
- 3 措置をとる期限
年 月 日
- 4 勧告する理由
- 5 勧告に関する責任者

- 注 1 上記 2 に示す措置をとった場合は、遅滞なく上記 5 の責任者に報告してください。
- 2 上記 3 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを命じることがあります。
- 3 この勧告により、特定空家等に係る敷地は、地方税法第 349 条の 3 の 2 の規定に基づく住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用の対象から除外されることとなります。

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



命令書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等に関し、 年 月
日付け第 号で勧告するとともに、 年 月 日付け 第
号で命令する旨を事前に通知しましたが、当該勧告及び通知に係る措置がと
られていないため、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 3 項の規
定に基づき、下記のとおり必要な措置をとるよう命じます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 とるべき措置の内容
- 3 措置をとる期限
年 月 日
- 4 命じる理由
- 5 命令に関する責任者

- 注 1 上記 2 に示す措置をとった場合は、遅滞なく上記 5 の責任者に報告してください。
- 2 この命令に違反した場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 16 条第 1 項の規定に基づき、50 万円以下の過料に処されます。
- 3 上記 3 の期限までに上記 2 に示す措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても当該期限までに完了する見込みがないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 9 項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、浜田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、浜田市を被告として（訴訟において浜田市を代表する者は浜田市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

浜田市長



命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する特定空家等に関し、 年 月
日付け第 号で勧告しましたが、当該勧告に係る措置がとられていません。

このまま当該措置がとられない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 3 項の規定に基づき必要な措置をとるよう命じることになりますので、同条第 4 項の規定に基づき、下記のとおりあらかじめ通知します。

なお、あなた又はその代理人は、同法第 14 条第 4 項の規定に基づき、意見書及びあなたに有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定に基づき、この通知の交付を受けた日から 5 日以内に、浜田市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命じようとする理由
- 4 意見書の提出先又は公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限
年 月 日

注 上記 2 に示す措置をとった場合は、遅滞なく上記 4 に示す者に報告をすること。

様式第 7 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

浜田市長



意見聴取会開催通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 6 項の規定に基づき意見の聴取を行うため、同条第 7 項の規定に基づき、下記のとおり通知しますので、出席してください。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者等の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 意見の聴取を行う日時
年 月 日（ ）午前・午後 時 分
- 4 意見の聴取を行う場所

様式第 8 号（第 9 条関係）

標識

下記の特定空家等の所有者等に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 3 項の規定に基づき必要な措置をとることを命じた。

年 月 日

浜田市長



記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途

- 2 命じた措置の内容

- 3 命じた措置をとる期限
年 月 日

- 4 命じた理由

- 5 命令に関する責任者

注 この標識は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 11 項の規定に基づき設置したものである。

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



戒告書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する特定空家等に対し必要な措置を行うよう命じました。この命令を年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 9 項の規定に基づき、下記の措置を執行しますので、行政代執行法第 3 条第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し伝えます。

記

1 対象となる特定空家等

所在地

用途

構造

規模

所有者等の住所及び氏名

2 執行する措置の内容

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、浜田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、浜田市を被告として（訴訟において浜田市を代表する者は浜田市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたが所有し、又は管理する特定空家等に対し 年 月 日までに必要な措置を行うよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し伝えます。

記

- 1 代執行する物件
- 2 代執行の時期
- 3 執行責任者
- 4 代執行に要する費用の概算見積額

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、浜田市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、浜田市を被告として（訴訟において浜田市を代表する者は浜田市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、前項の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（表面）

		第	号
執行責任者証			
所	属		
職	名		
氏	名		
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。			
年 月 日			
浜田市長			印
記			
1	代執行をなすべき事項		
	代執行命令書（ 年 月 日付け 第 号）記載の の建築物の除却		
2	代執行をなすべき期間		
	年 月 日から 年 月 日までの間		

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抜粋）	
第 14 条 （略）	
9	市長村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
10～15	（略）
行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）（抜粋）	
第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。	